

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---|-----------|----------|
| 阿蘇市 | 一の宮 (北区、西区、塩塚、柿之原、東二区、分区、古閑、坂梨東部、坂梨西部、馬場三和、古城一区、古城二区、古城3-2区、東手野、手野尾籠、西下原・中原、井手、下西河原、上西河原、東下原、片隅、荻の草) | 令和4年2月16日 | 令和 年 月 日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 1,652.3ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 1,151.1ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 439.4ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 164.3ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 64.3ha |
| ④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 121.4ha |
| (備考) | |

2 対象地区の課題

すぐに受け手の確保が必要となる農地は今のところないものの、70歳以上の農業者が後継者がいない農地も164.3haある。農業者の大部分が60～70代で占められており、高齢化が進んでいる。また、後継者がいない世帯が多く、農家の後継者も、農業以外の職種についており、農業後継者となる見込みが低い。

地区内の大規模水稲農家についても、耕作地が分散しており、集約なしでの規模拡大は困難な状況となっている。他の担い手も施設園芸農家で農地の規模拡大意向は少ない。

担い手農家が規模拡大できるよう、面的集積により農地利用の効率を向上させる、あるいは新たな担い手農家の確保を行うことが必要。

また、地区内農地の多くが湿田であることから、排水条件の改善を図る必要がある。

個人機械の老朽化が進み、水田作業を委託する農家が増えてきており、必要な作業が可能なだけの農業機械の確保ができなくなる恐れが生じている。また、未整備地区では大型機械の進入ができず、耕作が困難になりつつある。

鳥獣被害が増えており、特に集落周辺の未整備農地の耕作放棄地化が懸念される。基盤整備地区での作物被害も出ており、まとまった範囲での電気牧柵設置などの対応が必要。

水稲では所得確保が困難であることから、農業収入を増やすために、大豆や麦の作付を行いたいが、雨が多い時期に播種や収穫の作業が重ならないよう、早生の品種への変更が望まれる。

共同作業で行っている水路や農道等の管理について、広範囲な管理エリアに対して高齢化により作業人員が減少しており、負担が大きくなってきている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|--|
| 北区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。 また、隣接集落の農業者や新規就農者の受け入れにより対応していく。 |
| 西区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。 また、新規就農者に対して集落営農組合への加入を促し、オペレータとして活動していけるよう組合の機能強化を図る。 |
| 塩塚の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。また、地域外からのオペレーターの受け入れについても検討を行う。 |
| 柿之原の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。 現在の耕作地の隣接地を引き受けていくことにより、集落全体で効率的な利用を図る。 |
| 東二区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。 現状維持しながら、入作者と連携して、集積を図りながら対応していく。 |
| 分区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者と新規就農者が担う。 可能な限り集落内の農業者による耕作を続ける。 |
| 古閑の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。また、新規就農者の受け入れを積極的に行う。 若い人たちが農業に興味を持つよう、新技術の導入（スマート農業など）も同時に検討していく。 有害鳥獣対策のため、防護柵（金網柵など）の設置を集落ぐるみで行う。 |
| 坂梨東部の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。 新規就農者の受け入れを率先して行う。また、オペレーターを外部委託にし、労働負担の軽減を図る。 補助事業の有効活用を行い、有害鳥獣対策のため、防護柵の設置と罠で対応していく。 |
| 坂梨西部の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。 新規就農者の受け入れを率先して行う。また、オペレーターを外部委託にし、労働負担の軽減を図る。 補助事業を有効活用するとともに、有害鳥獣対策のため、地域ぐるみで取り組んでいく。 |
| 馬場三和の土地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者、新規就農者が担う。 新規就農者の受け入れは引き続き行う。また、オペレーターを外部委託にし、労働負担の軽減を図る。 特に農業機械に対して、補助事業の有効活用を行う。また、スマート農業の技術が進めば、導入を検討していく。 有害鳥獣対策のため、地域ぐるみで対策を検討していく。 |
| 古城一区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。 現状維持しながら、入作者と連携して、集積を図りながら対応していく。 農業収入を増加させるため、麦の作付を検討していく。 |
| 古城二区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。 担い手が規模拡大が図りやすくなるよう、農地の集約化ができるよう地域間の調整や話し合いを行う。 |
| 古城3-2区の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。 担い手が規模拡大が図りやすくなるよう、農地の集約化ができるよう地域間の調整や話し合いを行う。 |
| 東手野の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。 現状では、耕作地の隣接農地を手分けして管理していくなど、効率的な利用を進める。 担い手が規模拡大が図りやすくなるよう、農地の集約化ができるよう地域間の調整や話し合いを行う。 |
| 手野尾籠の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者が担う。 隣接集落との話し合いにより農地の集約を進め、基盤整備農地の効率利用を図り、集落周辺の未整備農地に労働力を割り振り高付加価値化等により収益力を高める。 |

西下原・中原の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
畔塗機、自走式草刈り機、管理機を共同で利用し個人負担農軽減を図っていく。
集落営農で溝掘機械の導入を計画。弾丸等の導入も計画し、排水機能の向上を図り、麦・大豆の作付を目指す。電柵などの対策を行い鳥獣害の予防を行う。

井手の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担いながら、新規就農者の受け入れを行う。
現在は個人で機械等を所有しておりできる限り利用したい。しかし、更新は難しいため、先々は共同機械による導入が必要となるため補助事業等を活用し、個人の負担軽減を図りたい。
排水条件が良いため、麦や大豆の作付計画も検討する。コミュニティは機能しているので低下しないように継続する。

下西河原の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
新規就農者の受入をし、担い手の育成・確保に努める。

上西河原の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。
電気柵等の防止策の検討、作業の一部受託による機械更新の制限を行う。
地域内では移住者もあり、今後も新規就農の受け入れを進める。集落営農組合の法人化の検討を行う。

東下原の農地利用は、中心経営体である集落営農法人、認定農業者が担う。
他地区からの入作もあるが、将来的には法人により集約し作業効率を良くしたい。

片隅の農地利用は、中心経営体である集落営農組合、認定農業者が担う。可能な限り、集落内の農業者で耕作を続けながら、新規就農者の受け入れを行う。また、外国人研修生による労力確保も重要。
鳥獣害対策として集落全体で罾の資格取得を検討する。

荻の草の農地利用は、地区内の農業者で行う。水田経営の効率化のため、機械の共同利用を検討する。
有害鳥獣対策を講じ、被害の軽減を図る。